建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条（要旨）】

都市計画区域内においては、廃プラスチック類の破砕施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物（建築基準法施行令第130条の2の3工業専用地域内では、廃プラスチック類の破砕施設6t、木くず又はがれき類の破砕施設100t）は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

申請者	敷地の位置（用途地域）	面　積	備　考（処理施設の種類及び処理能力）
株式会社 ビートルエンジニアリング 代表取締役　西原　靖博	北九州市若松区 響町一丁目105番24号 （工業専用地域）	敷地面積　4,133.92 ㎡ 既設建築面積　745.30 ㎡ 新設建築面積　852.73 ㎡ 合計　1,598.03 ㎡ （申請部分　1,598.03 ㎡） 既設延床面積　738.30 ㎡ 新設延床面積　852.73 ㎡ 合計　1,591.03 ㎡ （申請部分　1,591.03 ㎡）	廃棄物処理施設の種類　処理量2機計【t/日（8 時間）】 **・産業廃棄物の破砕施設** 廃プラスチック類　74.48 木くず　125.94 がれき類　128.03

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は、若松区響町一丁目62－39（B敷地）において、令和元年9月に「廃プラスチック類の焼却施設」、令和2年に「廃プラスチック類の破砕施設」の建築基準法第51条ただし書き許可を受けて操業している。

近年、廃棄物の受け入れ量が拡大傾向にあることから、申請地の同区響町一丁目62－39（A敷地）に破砕機2機を設置（1機はB敷地から移設、1機は新規購入）し、A敷地を破砕に特化した施設、B敷地を焼却に特化した施設として整備する計画である。

今回、申請地のA敷地で破砕する廃プラスチック類・木くず、がれき類の一日あたりの処理量が、政令で定める処理量を超えることから申請に至ったもの。